

エコアクション21 環境活動レポート

対象期間:平成23年4月～平成24年3月

発行年月:平成24年4月

町の花「シロヤシオ」



町の鳥「カワセミ」



町の木「ブナ」



エコアクション21
認証・登録番号 0002448

静岡県川根本町

～ 目 次 ～

1	組織概要	P 1
2	対象範囲	P 1
3	環境方針	P 4
4	環境目標	P 5
5	環境目標の実績	P 8
6	環境活動計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容	P 11
7	環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果 並びに違反、訴訟等の有無	P 15
8	代表者による全体評価と見直しの結果	P 20
9	川根本町で行っている町民向け補助事業について	P 21
10	平成23年度の活動内容紹介	P 22

1 組織概要

(1) 事業所名及び代表者

静岡県榛原郡川根本町 代表者 町長 佐藤 公敏

(2) 所在地

【川根本町役場本庁舎】 静岡県榛原郡川根本町上長尾 6 2 7 番地

【川根本町役場総合支所】 静岡県榛原郡川根本町千頭 1 1 8 3 番地の 1

(3) 事業概要

一般行政事務、保育、上下水道事業、下水道処理などの町民の日常生活に密接に関係する行政サービスの提供。

(4) 事業規模等

平成 2 3 年度一般会計当初予算 5 6 億 4 5 0 0 万円

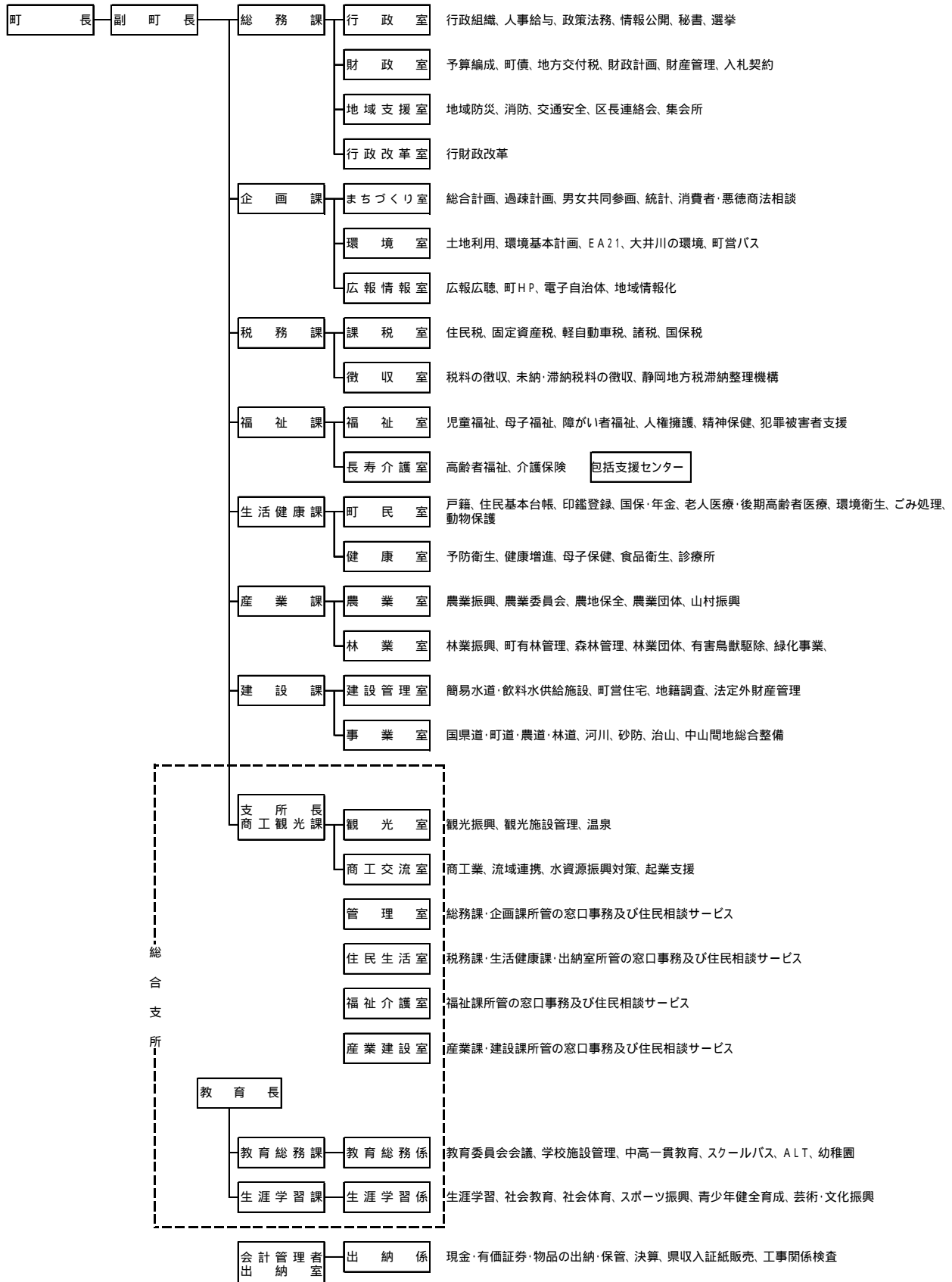
職員数（嘱託・臨時職員を含む） 2 1 5 名

2 対象範囲

(1) 対象施設

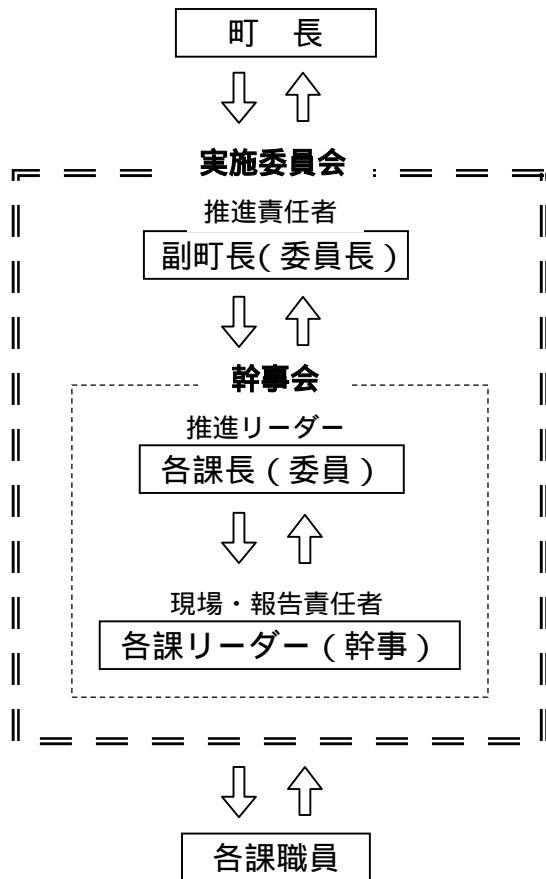
施設名	備考（詳細等）
役場本庁舎	
役場総合支所	
川根本町文化会館	
町立小中学校（6校）	中川根中・本川根中・本川根小・中川根第一小・中央小・中川根南部小
学校給食共同調理場	
本川根 B & G 海洋センター	
町立保育園等	桜保育園・三ツ星保育園・地名保育園・子育て支援施設
農林業センター	
社会体育・社会教育施設	町営グラウンド、町営サッカー場、弓道場、中川根第一小学校グラウンド照明施設、中川根中学校グラウンド照明施設、本川根中学校グラウンド
観光施設（直轄管理）	音戯の郷・茶茗館
水道施設（直轄管理）	
道路・外灯	
社会福祉施設（指定管理）	老人福祉センター憩いの家いずみ、高齢者サービスセンター、高齢者生きがいの郷、高齢者むつみの郷、みどりの丘えまつ

(2) 対象組織

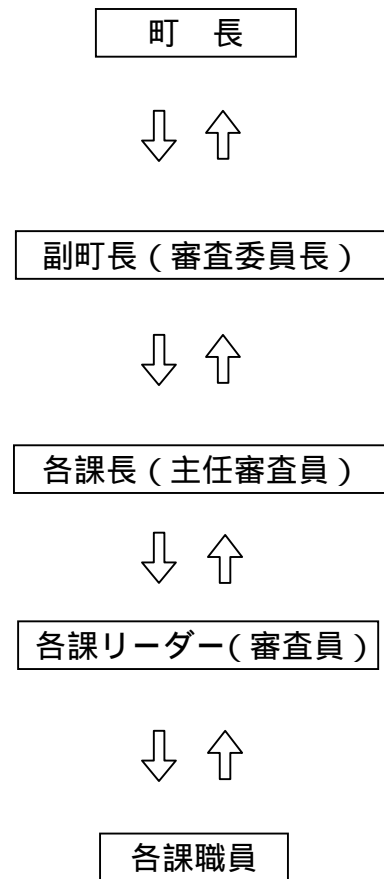


(3) 実施体制

○ 実施委員会(事務局:企画課)



○ 内部審査委員会(事務局:企画課)



(4) 実施体制における役割

【実施委員会】

- 委員長(副町長)
 - ・実施委員会の統括
- 委員(各課長)
 - ・各課におけるエコアクション推進活動の統括
- 幹事(各課リーダー)
 - ・各課におけるエコアクション推進活動のリーダー的業務
 - ・各課における温室効果ガス排出状況の報告及び検証

【内部審査委員会】

- 委員長(副町長)
 - ・内部環境審査の計画及び実施の指示と統括
 - ・町長への内部環境審査の結果報告とシステム改善のための助言
 - ・エコアクションガイドライン不適合事項への再発防止策について要求
- 主任審査員(各課長)
 - ・実施計画に基づく内部審査の実施
 - ・審査報告書及び審査統括報告書の作成
 - ・被審査部門に対するシステム改善のための提案
- 審査員(各課リーダー)
 - ・主任審査員の補助

3 環境方針

【基本理念】

近年、地球温暖化をはじめとして、経済活動が地球の環境に与える影響の大きさが広く認識されるようになりました。自然界における環境は大気・水・土壌・生物等の間を物質が循環し、生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っています。私たちを取り巻く昨今の環境問題は、健全な物質の循環が阻害され、資源やエネルギーを大量に使用する現代社会のあり方そのものに根ざしています。このため、現在の社会経済の構造、私たちの生活のあり方と価値観を環境の視点からも変革していくことが求められています。

一方、私たちの地域は、古来、豊かな自然の恵みを享受しており、自然を持続的に利用する知恵と技、自然を慈しむ文化を育んできました。自然環境に必要以上に負荷を与えない自然共生型の生活様式をつくりあげ、再生産可能な資材を有効に活用する 21 世紀の社会の仕組みを構築していく上で、農山村の暮らしはモデルとなりうると思います。今後もこの自然を守り育むとともに、環境負荷の少ない方法でその活用を図り、本来の暮らし方、物づくりや連携・交流のあり方を提案・実践していくことが「川根本町」の使命と考えています。

こうした基本的な認識の下で、環境への負荷を抑える取り組みを効果的に行う実践的取り組みとして、川根本町役場が、「エコアクション 2 1」を導入します。職員が自分の仕事を通じて、環境との係りに気付き、環境への負荷を減らすため、目標を設定し、計画的に取り組む、結果を評価し、見直し実行する、継続的な取り組みを実践します。この取り組みを通じて、環境への取組の推進だけでなく、経費の節減など行財政改革の推進、目標管理の徹底、法令順守など役場管理の品質や信頼性の向上を目指します。

川根本町の町の将来像、「水と森の番人が創る癒しの里 川根本町」～豊かな自然、お茶と温泉に彩られた、だれもが安心して暮らせるふるさと～実現には、これからも自然環境と生産・生活環境を調和させることが欠かせません。それには、エコアクション 2 1 の取り組みが、その「手引き」となり、私たち地域がこれまで培った知恵や知識、様々な地域資源に対する知見を活かすことが求められます。役場組織だけでなく、自治会などの地域型コミュニティに加え N P O、事業所、地域内外個人・団体など、様々な組織が目的を相互に共有して穏やかな連携をしながら活動を継続することが必要と考えます。

【行動指針】

役場の職員は、「水と森の番人」という川根本町の使命を自覚し環境負荷の低減に配慮した業務を執行します。町全体の意識の向上を図るため、広く町民にも啓発・広報・事業活動を推進します。

リサイクルやグリーン調達を積極的に行い、公共工事やイベントなどの事業における環境負荷排出抑制に努めます。

業務における省資源・省エネルギーを実践し、電気・石油・水・紙の使用量を減ずることに努めます。

環境関連の法令及びその他の要求事項を遵守し、一層の環境保全に取り組みます。

川根本町環境基本計画を制定して、環境にやさしい社会を実現するための施策を推進します。

環境目標、環境活動計画を定め、かつそれを定期的に見直すことにより継続的な環境改善に努めます。

この環境方針は、全職員に周知させ、町民にも公開します。

平成 19 年 7 月 27 日 制定

平成 20 年 3 月 10 日 改定

川根本町長 佐藤 公敏

4 環境目標

『～自然と共生する豊かなまち 川根本町～』

自然と人々の営みが調和するまち

人・自然・歴史文化のふれあう美しいまち

おいしい水と空気を守るうるおいのあるまち

資源・エネルギーを大切にするまち

森林の恵みに感謝する心を育てるまち

(1) 中長期目標

町の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出を抑制し、行政として環境に配慮した取り組みの推進を図るとともに、地域住民や事業者が温室効果ガス排出抑制に関して行う活動の促進を図る。

○ 温室効果ガス総排出量の削減目標

H18 年度 【基準年度】 (kg-CO ₂)	H24 年度 【目標年度】 (kg-CO ₂)	削減率 (%)	削減量 (kg-CO ₂)
1,897,912	1,727,100	9	170,812

(2) 平成23年度全体目標

ピーク時の消費電力 15 %削減

CO₂ 排出量を前年度対比 2 %削減

(3) 各課の取組目標

【本庁舎】

課 名	取 組 目 標
総務課	○ 庁舎のゴミ排出量の軽減
企画課	○ CO ₂ 排出削減運動
産業課	○ FSC 森林認証制度普及啓発 ○ 用紙類削減運動
農林業センター	○ 町民に手本となる圃場管理
建設課	○ 建設課関係車両 アイドリングストップ運動呼びかけ
福祉課	○ 指定管理者制度導入施設のエネルギー使用調査
桜保育園	○ 電気料を前年度と同量維持する
三ツ星保育園	○ 紙ゴミの削減と資源紙再生化
税務課	○ 休憩時間内の不使用パソコンの電源 OFF
生活健康課	○ ゴミ収集車両の BDF 使用事業
議会事務局	○ 室内電気のコマメな消灯 ○ 会議時の湯呑みの使用方法改善
出納室	○ 独自のノー残業デー設定 ○ 緑のカーテン普及活動（啓発）

【総合支所】

課 名	取 組 目 標
管理室 産業建設室	○ 定時退庁日の徹底による電気使用量の削減
福祉介護室 住民生活室	○ 紙使用量の削減
教育総務課	○ クールビズ、ウォームビズの徹底 ○ 県外体験学習（新潟県）での海岸清掃
本川根小学校	○ PTA 資源回収や親子奉仕作業の充実
中川根 第一小学校	○ 冷暖房使用量の抑制
中央小学校	○ 焼却ゴミの減量に努める
中川根 南部小学校	○ 学校としてできるエコアクションの推進
本川根中学校	○ PTA 奉仕作業、リサイクル活動の参加者目標 3 1 2 名
中川根中学校	○ 空調機使用時の設定温度と使用時間の徹底
生涯学習課	○ 文化会館利用者への環境啓発を進める
B&G 海洋センター	○ 施設利用者がいない場合の節電の徹底
商工観光課	○ 会議や打ち合わせ或いは事業広報での紙資源抑制
音戯の郷	○ 会議や打ち合わせ或いは事業広報での紙資源抑制

5 環境目標の実績

(1) CO₂ 排出量(全体)

H23 年度と H18 年度(基準年)及び H22 年度の年間 CO2 等排出量												
		電気 (Kg-CO2)	灯油 (Kg-CO2)	A 重油 (Kg-CO2)	LPG (Kg-CO2)	施設ガソリン (Kg-CO2)	施設軽油 (Kg-CO2)	水道 (m³)	ガソリン (Kg-CO2)	軽油 (Kg-CO2)	BDF (L)	全体排出量
H18 年度年間 CO2 排出量 (基準年度) 【A】		932,610.90	93,219.86		80,800.70			30,054.00	103,046.25	94,018.08		1,303,695.80
H22 年度年間 CO2 排出量 【B】		736,738.92	63,967.84		82,612.10			22,803.00	89,542.60	74,739.97		1,058,987.61
平成 23 年度	基準年度対象 施設分 【C】	675,604.84	104,478.69		44,646.64			21,648.00	96,562.65	77,968.33		999,549.95
	追加施設分	232,495.85	3,219.17	65,446.50	12,823.64	933.44	2,736.83	10,638.00	53,742.78	8,574.47	3,740.00	383,386.29
	総 計	908,100.69	107,697.86	65,446.50	57,470.29	933.44	2,736.83	32,286.00	151,238.87	89,279.63	3,740.00	1,382,936.24
H18 年度との比較 【C/A】		72%	112%		55%			72%	94%	83%		77%
H22 年度との比較 【C/B】		92%	163%		54%			95%	108%	104%		94%

○ CO₂ 排出量の比較について

平成 18 年度の基準年度の対象施設に合わせ、総排出量を比較している。

基準年である平成 18 年度と比較してみると、全体で 77% の CO₂ 排出量が削減されており、エネルギー別で見ても、灯油使用量を除いた全ての項目で基準年を下回る結果となった。特に削減が顕著な LPG 使用量については、商工観光課所管の音戯の郷における空調設備を使用する際の設定温度を見直したことにより大幅な削減となった。

平成 22 年度との比較では、エネルギー別に増減はあるものの、全体排出量では若干下回る結果となった。灯油使用量の増加については、生涯学習課所管の B&G 海洋センターにおいて、温水プールの使用期間中に太陽熱温水設備の大規模な修繕を行う必要が生じたことによる、ボイラー燃料となる灯油使用量の増加によるものである。

なお、平成 23 年度においては、対象施設を増加しており、来年度以降は全施設を対象に比較が可能となる。

(2) CO2 排出量 (課別)

	電気 (kwh)	灯油 (L)	A 重油 (L)	LPG (m³)	施設ガソリン (L)	施設軽油 (L)	水道 (m³)	車ガソリン (L)	車軽油 (L)	BDF (L)	課別 CO2 排出量 (kg-CO2)
福祉課	-	-	-	-	-	-	-	10,903.11	1,464.41		29,159.63
福祉課管理施設	307,582.00	10,997.80	21,000.00	6,114.90	-	-	12,802.00	24,679.84	5,911.21		303,752.74
総務課	280,962.00	162.00	-	4,981.20	-	-	1,566.00	4,252.99	1,601.90		146,597.25
税務課	-	-	-	-	-	-	-	1,022.49	-		2,374.22
生活健康課	14,967.00	17,232.40	-	136.40	-	-	596.00	2,424.18	19,984.53	3,740.00	107,662.21
生涯学習課	192,494.00	10,580.00	-	43.00	-	-	2,586.00	1,798.10	1,132.00		113,910.00
商工観光課	177,378.00	-	-	7,143.00	-	-	4,000.00	205.80	-		95,887.78
産業課	37,118.00	956.54	3,150.00	326.80	399.00	1,043.00	254.00	2,149.08	504.40		37,356.48
建設課	45,261.00	-	-	-	-	-	-	4,837.85	-		30,107.32
教育総務課	620,393.50	3,288.70	-	397.70	3.00	-	8,620.00	1,055.98	2,352.80		276,726.12
企画課	533.00	-	-	-	-	-	-	2,077.70	-		5,046.68
管理室	57,171.00	-	-	-	-	-	378.00	9,577.50	1,073.00		48,894.81
水道施設	375,840.00	-	-	-	-	-	-	-	-		156,725.28
飲料水供給施設	19,822.00	-	-	-	-	-	-	-	-		8,265.77
いやしの里診療所	7,564.00	-	-	11.70	-	-	46.00	148.40	-		3,533.90
社会体育施設	40,614.00	-	-	-	-	-	1,438.00	-	-		16,936.04
合 計	2,177,699.50	43,217.44	24,150.00	19,154.70	402.00	1,043.00	32,286.00	65,133.02	34,024.25	3,740.00	1,382,936.24

○平成23年度のエネルギー使用量及びCO₂排出量について

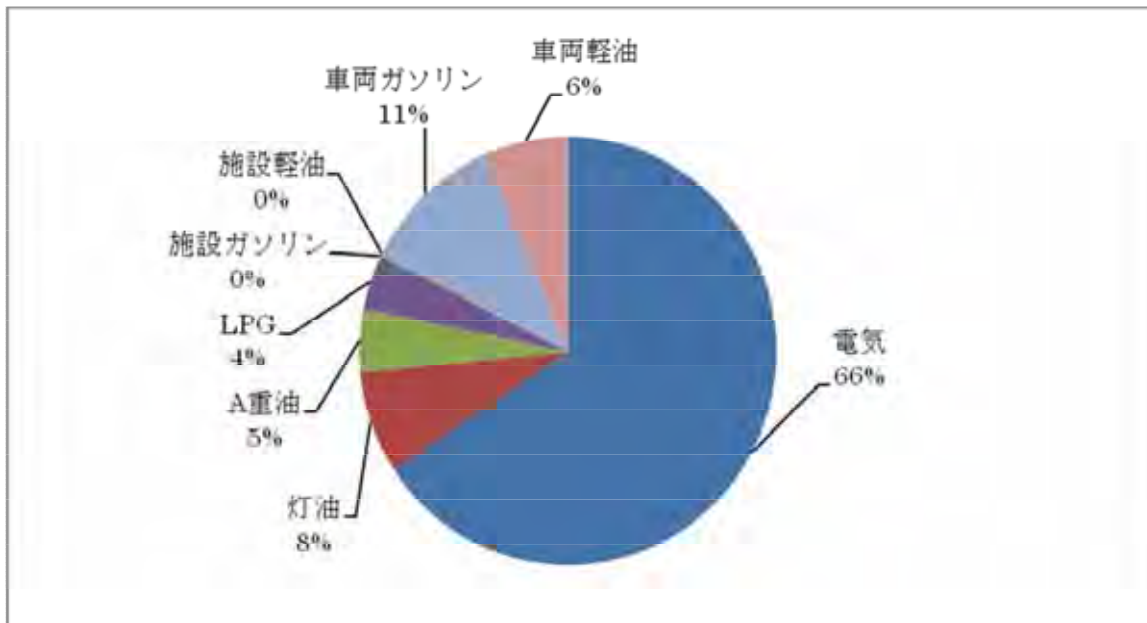
エコアクションに対する職員の意識向上に加え、全国的な節電・省エネへの関心の高まりもあり、エネルギー使用量及びCO₂排出量は減少傾向にある。

平成23年度においては、「ピーク時の電力使用量15%削減」という目標を掲げ施設の省電力を中心に事業を展開した結果、電力使用量については、平成22年度対比6%の削減となったが、今後もさらに高い意識をもって継続的に取り組んでいきたい。

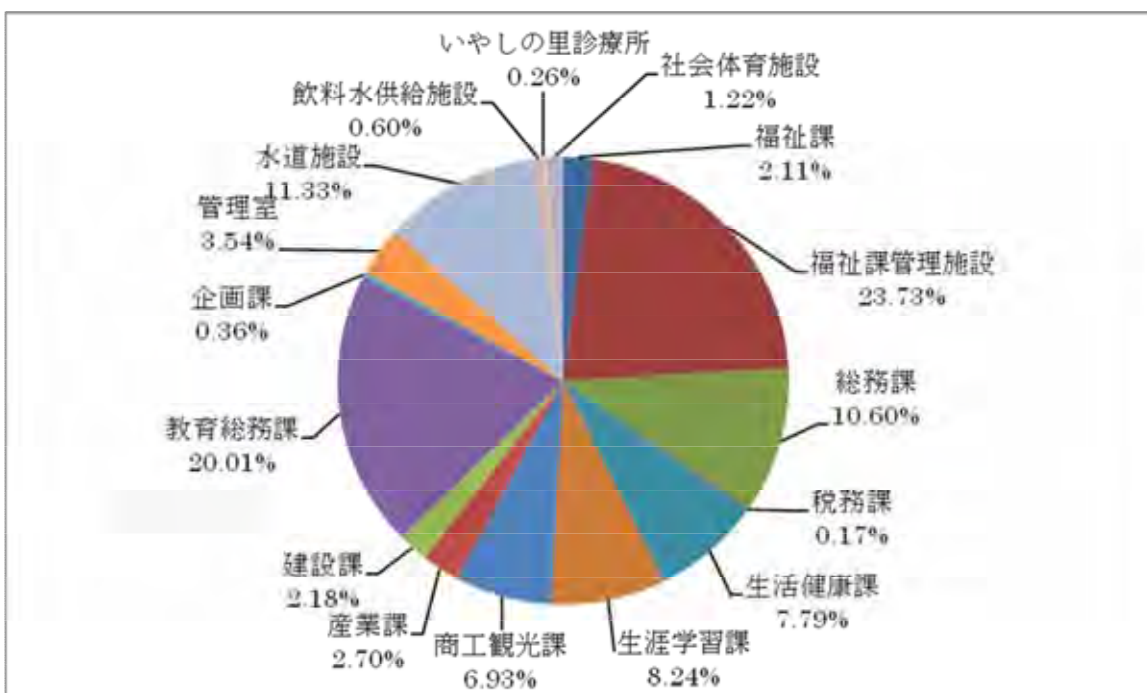
各課のCO₂排出量を見ると、福祉課管理施設が約24%、教育総務課が約20%と全体排出量の半数近くを占めている。これは所管施設（福祉施設・教育施設）が多いためであるが、今後はこれら新たに対象となった施設におけるエネルギー使用量の実態を把握し、施設の運営に支障のない範囲でどの程度の削減を実施できるかが課題となる。

○CO₂排出比率

エネルギー別



所属別



6 環境活動計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容

【本庁舎】

取組結果：○達成 ほぼ達成 ×未達成

課名	取組目標	活動計画	結果	評価、次年度の取組内容
総務課	○庁舎のゴミ排出量の軽減	紙ゴミを1ヶ月あたり8.0kg削減		目標達成には至らなかったが、紙類をリサイクルするという意識は浸透してきた。 次年度も継続して取り組む。
企画課	○CO ₂ 排出削減運動	・毎週金曜日のノー残業 ・年間プリント数を前年度比3%削減		ノー残業については、年間で85.6%の達成率となり、前年度を上回った。 年間プリント数の削減については、その年の業務に影響される点があり、未達成となった。 現状把握の方法を改め、次年度も継続して取り組む。
産業課	○用紙類削減運動・FSC森林認証制度普及啓発	・年間60回のFSC啓発活動 ・プリンター使用枚数30,000枚/年		FSC啓発活動については、目標達成には至らなかったが、前年度を大きく上回った。 プリンター使用枚数についても、若干目標を下回ったが、前年度よりは削減した。 次年度も継続して取り組む。
農林業センター	○町民に手本となる圃場管理	適期防除の推進	○	降水量・気温等の影響により、計画より少ない防除回数で済んだことで、減農薬栽培につながった。 次年度も継続して取り組む。
建設課	○建設課関係車両 アイドリングストップ運動呼びかけ	・アイドリングストップの呼びかけ(51回/年) ・月ごとの燃費計算を課員に報告	○	呼びかけの目標は達成できた。 燃費を数値化することで、課員に取り組みが浸透し、低燃費運転を心がけるようになった。
福祉課	○指定管理者制度導入施設のエネルギー使用調査	指定管理施設のエネルギー使用量の把握	○	各施設のエネルギー使用量の把握はできたが、その数値が適正かどうかの判断ができなかった。次年度も継続して調査し、今年度の数値と比較することで、数値を検証し必要があれば改善に取り組む。
桜保育園	○電気料を前年度と同量維持する	各クラスの暖房使用時間を決める 使用時間：30分 設定温度：20	○	園児の体調を考慮しながら、3クラスの使用が重ならないよう職員で連携して取り組むことができた。 冬季に最も電力使用が増えるので、暖房以外の節電にも心がけながら次年度も継続して取り組む。

三ツ星 保育園	○紙ゴミの削減と資源紙再生化	不要紙、メモ類等をゴミとせず資源化する	○	今までゴミとしていた紙類を収集して計量することで、職員にリサイクル意識が浸透してきている。 次年度も継続して取り組む。
税務課	○休憩時間内の不使用パソコンの電源 OFF	パソコン不使用時の電源オフの徹底		繁忙期（確定申告時期）を除いてほぼ達成できた。 次年度も継続して取り組む。
生活健康課	○ごみ収集車両の BDF 使用事業	ゴミ収集車へのバイオディーゼル燃料の利用 （6,400ℓ/年 購入・使用）		目標達成には至らなかったが、前年度の回収量を上回った。 次年度も継続して取り組む。
議会事務局	○室内電気のコマメな消灯 ○会議時の湯呑みの使用方法改善	・通常時の事務室点等箇所の徹底と会議室及び議員控室の消灯の徹底 ・湯呑みは1会議につき、1人1個		事務室の照明については、100%達成できたが、その他の部屋については50%程度の達成率となった。 湯呑みについては、83%程度の達成率であったが、震災後の節電に対する議員の意識向上がうかがえた。 次年度も継続して取り組む。
出納室	○独自のノー残業デー設定 ○緑のカーテン普及活動（啓発）	・毎週月曜日のノー残業 ・あさがおの種 80 袋を配布		ノー残業は繁忙期を除いて達成できた。 種配布については、あさがおに加え、ゴーヤの苗も配布した。 次年度は事務処理を工夫し、繁忙期でもノー残業を達成できるよう継続して取り組む。

【総合支所】

取組結果: ○達成 ほぼ達成 ×未達成

課名	取 組 目 標	活動計画	結果	評価、次年度の取組内容
管理室 産業建設室	○定時退庁日の徹底による電気使用量の削減	定時退庁日の18時から翌8時までの電気使用量を、閉庁日と同等値にする		構成員の都合上、定時退庁日の夜間しか会議を開催できない場合もあり、目標達成には至らなかった。 デマンドデータを活用し、次年度も継続して取り組む。
福祉介護室 住民生活室	○紙使用量の削減	紙使用量を前年度比10%削減する （月平均8.3kg）	×	前年度比約7%の増加となった。また、年間を通して目標を達成できた月がなかった。 より一層の職員の意識向上を図り、次年度も継続して取り組む。

教育総務課	○ クールビズ、ウォームビズの徹底 ○ 県外体験学習（新潟県）での海岸清掃	・ 服装での体温調節 ・ 海岸清掃（体験学習）による児童への環境に対する啓発活動の実施 （川根本町小学生 60 名、引率スタッフ 20 名）	○	クールビズを長期間実施することで、特に夏季の電力使用を抑制できた。 海岸清掃では約 4 kg のゴミを回収し、児童への環境啓発活動ができた。（参加児童 60 名） 次年度の目標については、数値化可能な目標を課内で検討する。
本川根小学校	○ PTA 資源回収や親子奉仕作業の充実	より多くの保護者の方に参加していただく	○	PTA 資源回収は、多数の保護者の参加と地域の協力のもと多くの資源が回収できた。また、これにより児童のリサイクル意識の向上がうかがえた。 次年度は電力デマンドシステムを有効活用して夏季の校舎の省エネに取り組みたい。
中川根第一小学校	○ 冷暖房使用量の抑制	空調設備の温度設定の徹底	○	夏季に実施した緑のカーテンでは、葉が生い茂ることはなかったが、清涼感を味わうことができたとともに、種植えや水やりを通じて児童への節電の意識付けができた。 冬季の暖房は石油ファンヒーターを使用し、節電に取り組んだ。
中央小学校	○ 焼却ゴミの減量に努める	紙類を分類して資源紙とする	○	機密文書と資源紙を分別処理し、ゴミの減量に努めた。次年度はさらに、各学級での資源紙の分別にも取り組む。
中川根南部小学校	○ 学校としてできるエコアクションの推進	・ 電気使用量の削減 ・ 緑のカーテンの実施 ・ アルミ缶回収	○	電気使用量はここ数年で最も低い数値であり、削減を進めることができた。緑のカーテンは児童のがんばりもあり、順調に生育し無事に終了した。アルミ缶回収は、保護者をはじめ各地域の協力を得て行った。次年度も様々な工夫を検討し、継続して取り組む。
本川根中学校	○ PTA 奉仕作業、リサイクル活動の参加者目標 3 1 2 名	積極的な啓発活動を行う	○	保護者が大変協力的で、1 年間の事業への総参加者は 4 8 2 名と目標を大きく上回った。併せて多くの地域の方の協力を得られた。次年度も啓発活動を活発に行い、継続して取り組む。

中川根 中学校	○ 空調機使用時の設定温度と 使用時間の徹底	設定温度：暖房 20 、冷房 28 使用時間：最終授業終了時刻まで	○	朝の室温確認を実施し、規定に従って使用できたこと で、前年度の月平均の電気料を下回った。 次年度も継続して取り組む。
生涯学習課	○ 文化会館利用者への環境啓 発を進める	会館利用者 1 人当たりの温室効果ガス排出量を前年度 比以下とする	○	前年度より利用者が増加した月でも、電気使用量は削 減されている月がいくつかあった。利用者への節電に 対する啓発（特に夏季）が浸透してきている。 次年度も催事の規模や利用者数から、適切な居室利用 を進め、温室効果ガス削減に努める。
B&G 海洋 センター	○ 節電の徹底	施設利用者がいない場合は室内照明を使用しない （前年度よりも電気料を削減する）	×	3 月に例年にない催しを開催したこともあり、電気料 が大幅に増加したため目標達成には至らなかった。施 設利用者の人数や回数が増加すれば必然と電気料も 増加することになる。次年度も利用者が少ない時期の 節電を徹底し、継続して取り組む。
商工観光課	○ 会議や打ち合わせ或いは事 業広報での紙資源抑制	両面コピーやホームページを活用した広報による紙資 源抑制		年度当初・年度末に排出量が増加した。今年度の実績 値をもとに次年度は目標数値を設定して継続した削 減に取り組む。また、エコツーリズムのツアー開催回 数等の実業務に即した目標設定についても検討する。
音戯の郷	○ 会議や打ち合わせ或いは事 業広報での紙資源抑制	両面コピーやホームページを活用した広報による紙資 源抑制		年度当初・年度末に排出量が増加した。今年度の実績 値をもとに次年度は目標数値を設定して継続した削 減に取り組む。また、エコツーリズムのツアー開催回 数等の実業務に即した目標設定についても検討する。

7 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

○一般的な努力義務を定めている主な法律

法律名	法の概要	関係条例・業務	関係課	遵守の状況
環境基本法	環境保全の基本理念。国・地方公共団体・事業者・国民の責務を明らかにし、環境の保全に関する施策の基本事項を定める。	静岡県環境基本条例 環境保全全般	全課	川根本町環境基本計画に町・事業者・町民の役割を明示
循環型社会形成推進法	循環型社会の形成を推進するため、基本的な枠組みとなる事項を定めている。	資源リサイクル	生活健康課	収集運搬において配慮
地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）	1997年に採択された京都議定書を受け、国・地方公共団体・事業者・国民が一体となり温暖化対策に取り組む	エコアクション 町民啓発 クリーンエネンルギー機器設置補助金 太陽光発電庁舎設置	全課・全施設 企画課 総務課	削減目標 対前年比 CO ₂ 排出量 2% 基準年比 CO ₂ 排出量 9%
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）	環境物品などの調達の推進、情報の提供その他事項を定めている。事業者はできる限り環境物品などを選択するよう努める	物品購入	総務課 全課	グリーン購入指針策定 購入結果の把握
環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法）	事業者はその事業活動に関し、環境情報の提供を行うよう努めること。他の事業者に投資などを行う場合は、他の業者の環境情報を勧告してこれを行うよう努めること。	業者選定にあたっては、業者の環境情報などを勧告して選定に努めること	総務課 （指名委員会） 業者指名する課	現在検討中

○遵守しない場合、罰則規定がある主な法律

法律名	内容	関係業務	関係課	遵守の状況
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）	排出者の処理責任について規定しているほか、廃棄物処理業や処理施設に対する規制	予防注射針の廃棄 町発注工事の産業廃棄物マニフェスト管理	生活健康課 建設課 工事発注担当課	マニフェスト管理を徹底
資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）	原材料使用の合理化、再生資源・再生部品の利用、表示による分別回収の促進	分別収集の啓発 庁舎内のゴミ分別 紙の再利用	生活健康課 総務課	ゴミ収集カレンダー全戸配布 庁舎内廃棄物の分別。用紙の再利用 再生紙の購入
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（容器包装リサイクル法）	特定容器の製造・利用する事業者は再商品化義務が生じる。	なし	全課	分別の徹底を徹底 住民にも徹底を図っている。 （広報・カレンダーに方法を記載）
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）	特定家庭用機器廃棄物を排出する際の収集・運搬料金と再資源化に必要なリサイクル料の支払い。 小売り業者の取引や製造者へのリサイクルの義務付け	特定家電製品の廃棄 備品の購入時における支払い	総務課 関係課	法に従い支払っています
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）	食品関連事業者は業種別に再生利用等の実施率目標が設定され、発生量１００トン以上の事業者は主務大臣に廃棄物の発生量、再生利用の状況を報告する。	なし	—	—
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）	一定規模以上の建築物に関する建設工事について、受注者、または自主施工者は基準に従い特定建築資材の分別解体により現場で分別し、廃棄物を再資源化しなめなければならない。	町発注の建設工事	建設課 関係課	該当事業なし
使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）	自動車製造会社は使用済みとなった自動車から発生するフロン類、エアバック等の引き取りリサイクルを適正に行う	なし	—	—

水質汚濁防止法（水濁法）	工場・事業者からの公共用水域への排出、地下水浸透の規制。届出・記録・測定・基準遵守が求められる	庁舎からの排水の基準遵守 県条例	総務課 県事務 （町 生活健康課）	油タンクの転倒防止策実施
下水道法	公共下水道の使用開始時期・水量・水質の変更届、測定、基準の遵守	なし	—	—
大気汚染防止法（大防法）	法で定められたばい煙発生施設などを設置している事業者は設置届・測定記録、有害物質について規制遵守	静岡県生活環境の保全に関する条例	県事務 （生活健康課）	県との連絡調整
騒音規制法	工場・事業者における事業活動並びに建設工事に伴う騒音について必要な規制を定めている。指定の地域に特定施設を設置する場合に届出・基準遵守が求められる	静岡県生活環境の保全に関する条例 届出受理・審査	生活健康課	県条例による規制基準の遵守
振動規制法	工場・事業者における事業活動並びに建設工事に伴う振動について必要な規制を定めている。指定の地域に特定施設を設置する場合に届出・基準遵守が求められる	静岡県生活環境の保全に関する条例 届出受理・審査	生活健康課	県条例による規制基準の遵守
悪臭防止法	工場その他の事業場の事業活動で発生する悪臭物質の排出について必要な規制を定める。規制区域内で事業活動に伴い悪臭物質を排出する事業所が適用を受ける	静岡県生活環境の保全に関する条例 届出受理・審査	生活健康課	県条例による規制基準の遵守
エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）	事業者は前年度におけるエネルギー使用量（原油換算値）を把握し、使用量の合計が 1500KL/年以上の場合は特定事業者または特定連鎖化事業者として指定を受ける。指定を受けた事業者はエネルギー管理統括者、エネルギー管理企画推進者を選任・届出し、中長期計画所の作成・報告をすること。	エネルギー使用量の把握 省エネの推進	企画課	使用量の把握 省エネ啓発を実施 原油換算 520 K L / 年
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	特定業種で法の定める特定の施設を設置している工場の事業者に対し公害防止組織の設置の義務付け	なし	—	—

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）	事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境保全上の支障を未然に防ぐことを目的にしている。P R T R 制度（化学物質排出移動量届出制度）とM S D S（化学物質等安全データシート）の交付の義務付けの2本柱	なし	—	—
浄化槽法	浄化槽の保守点検、清掃、水質検査の実施	施設管理担当課による適正な管理	庁舎関係 総務課 管理室 施設関係 管理する関係課	適正な管理 保守点検の実施
消防法	製造所・貯蔵所の管理者は、危険物（油）の流出および拡散の防止、流出した危険物除去その他災害のための応急措置を講じなければならない。	危険物管理者の設置	海洋センター	管理者の設置
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法	安全な保管と廃棄計画に基づく適正な廃棄処分	管理者の配置 毎年の管理状況の届出	教育総務課	適正に保管

○関係条例

条例名	条例の概要	関係業務	関係課	遵守の状況
静岡県希少野生動植物保護条例	県民共有の貴重な財産である希少野生動植物を種の絶滅から守り、生物多様性が保全された豊かな自然環境を後世に継承する。	情報収集のみ	県自然保護課 産業課 商工観光課 企画課	特に事例・課題なし
静岡県立自然公園条例	特別地域内の規制	町内の一部が県立自然公園に指定されているため、地域内での行為規制にかかる申請受理業務	県自然保護課 商工観光課	県への進達 (意見書添付) 町の行為は規制遵守
水質汚濁に係る事故時の処理要領	事故情報の伝達、事故被害の抑制、原因の究明、原因者に対する関連施設の改善についての指導	事故発見者からの連絡を県生活環境課・健康福祉センターへ連絡	生活健康課 企画課	事故の通報はない

8 代表者による全体評価と見直しの結果

～町長による評価と見直し～

○評価

平成18年度の基準年に対して、9%のCO₂排出量削減を目標として事業の推進を行ってきたが、職員の日々の活動に加え総合支所の施設更新のほか、役場本庁舎及び総合支所への太陽光発電システムの導入などといった改善の結果から、平成22年度の終了時点で目標を大幅に達成することとなった。

平成23年度は電力事情に鑑み、ピーク時の消費電力15%削減を目標として活動を進めてきたが、本庁と総合支所における電力消費量の記録を見ると総電力消費量が、昨年度の年間使用量に対して本庁で80%程度、総合支所で90%程度という数値となっていることは、これまで活動を推進してきた職員の意識の高まりと努力によるものと評価できる。

今後も町を取り巻く様々な環境の変化など踏まえ、役場の取組が地域の模範となれるよう活動を推進することにより、自然と環境を守る町として町民全体の意識を高めることができると思う。

また、再生可能エネルギーの可能性にも着目し、町内でも徐々に普及しつつある太陽光発電のさらなる推進のほか、小水力・マイクロ水力などといった町内にある資源の利活用なども今後視野に入れていく必要がある。

○24年度の目標

平成23年度より新たに設定された施設全体のエネルギー使用量とCO₂排出量に対し、継続目標としている「CO₂排出量を前年度比2%削減」を維持しつつ、新たな目標を設定するために町施設全体でのエネルギー使用量の推移を把握するほか、昨年度実施した「ピーク時の消費電力15%削減」についても引き続き実施を行い消費電力の削減に努める。

平成24年 4月 18日

川根本町長 佐藤 公敏

～エコアクション21実施委員長(副町長)による評価～

○評価

平成22年度から、本庁舎及び総合支所においてコピー用紙の使用量とゴミの排出量の計測を新たに導入し、毎月の課長会で各課へ報告を行っている。

ゴミの排出量については、日常業務で発生するゴミの中から、紙ゴミの積極的な再資源化を行うように活動を推進したところ、本庁舎と総合支所において月ごとの平均で20%近いゴミ排出量の削減を行う事ができた。

用紙の使用量調査については、平成23年度に大量の用紙を使用する行事が少なかったことから大幅な削減となっているが、来年度以降の推移を本年度と比較してみながら実際の効果を判断するべく継続して取り組んでいきたい。

日常業務における廃棄物の削減は、環境負荷を軽減するためにも重要な取り組みであることから、ゴミの排出量と用紙の使用量調査については今後も継続し把握していく。

平成24年 4月 18日

エコアクション21実施委員会

川根本町副町長 小坂 泰夫

9 川根本町で行っている町民向け補助事業について

○川根本町クリーンエネルギー機器導入促進事業費補助金

川根本町では、環境負荷の少ないエネルギーの利用、資源有効利用、地球温暖化防止、町民と協働による自然に癒されるふるさとづくりの推進を目的に、以下の補助金制度を創設しています。

平成21年度から平成23年度までの3ヵ年の制度として実施していましたが、近年のクリーンエネルギー機器に対する需要の高まりを受け、平成26年度まで延長することとなっています。

平成23年度の実績

太陽光発電システム	33 件	6,282 千円
エコキュート	54 件	2,700 千円
太陽熱温水器	10 件	500 千円
潜熱回収型ガス給湯器	3 件	90 千円
計	100 件	9,572 千円

参考 平成22年度の実績

太陽光発電システム	22 件	4,316 千円
エコキュート	136 件	6,800 千円
太陽熱温水器	22 件	1,100 千円
潜熱回収型ガス給湯器	6 件	180 千円
計	186 件	12,396 千円

参考 平成21年度の実績

太陽光発電システム	17 件	3,334 千円
エコキュート	64 件	3,200 千円
太陽熱温水器	26 件	1,300 千円
潜熱回収型ガス給湯器	3 件	90 千円
計	110 件	7,924 千円

○薪ストーブ・給湯ボイラー(木質燃料)等の設置の補助金制度

川根本町では、資源の有効活用と環境負荷の低減を図るため、町の豊富な「森林資源」を活用し、石油に替わるエネルギーとしての「木」の利用を促進するための制度として、薪などの木質バイオマス燃料とするストーブ・給湯ボイラー・風呂釜を設置する場合、費用の5分の1以内(5万円限度)で補助を行う、『森林(もり)のエネルギー導入促進事業費補助金』を実施しています。

平成23年度には3件の設置実績がありました。

補助金の詳細については、<http://www.town.kawanehon.shizuoka.jp/>(川根本町ホームページ)より、『森林(もり)のエネルギー導入促進事業費補助金』と検索してご確認ください。

10 平成23年度の活動内容紹介

(1) エコチャレンジ DAYS の実施

県及び県地球温暖化防止活動推進センターと協力し、町内の4小学校、2中学校を対象として家庭内での温暖化対策の啓発を目的とした「ふじのくにエコチャレンジ DAYS」を実施しました。

環境月間である6月中の1週間を家庭でのCO₂削減チャレンジ期間として、記録用のチャレンジシートを学校ごとに配布し、集計を行いました。



集計結果

学校名	配布数	回収数	回収率	CO ₂ 削減量 (kg-CO ₂)
本川根小学校	77	58	75.3%	254.7
第一小学校	64	33	51.6%	126.1
中央小学校	74	48	64.9%	202.7
南部小学校	54	54	100.0%	201.2
本川根中学校	60	59	98.3%	276.5
中川根中学校	122	118	96.7%	428.4
合計	451	370	82.0%	1,489.7

ペットボトル 39 万 9 千 230.8 本分
原油換算 496.5L 分 (3kg-CO₂ あたり 1L で計算)

本年度が事業初年度だったことに加え、実施時期がお茶の収穫時期と重なったことから、一部の学校で提出率が伸び悩む結果となりました。また、チャレンジシートの内容もオール電化の家庭では削減できる対象が減ってしまうため、最終的な数値に反映されず、CO₂削減量が思いのほか伸びなかったという声に参加団体より寄せられました。

来年度以降の実施に向けて時期なども含めて調整を行い、改善したいと思います。

(2) 緑のカーテン実施・啓発

平成19年度より、夏季の暑さ対策と電力使用量の低下を目的として実施している緑のカーテンを、本年度も実施しました。6月13日、役場本庁舎前にネット張りとプランターの設置を行いました。



カーテンの設置に使用されるアサガオやゴーヤの種は、中部電力から提供されたものを役場窓口などで町民の方たちに配布したほか、実施希望があった9地区と町内教育機関5校の合計14団体にも資材配布を行い、公民館や学校へ緑のカーテンが設置されました。

今回配布を行った地区・学校による設置面積の合計は629.4㎡となりましたが、本年度は気象が不安定だったことから生育に影響が出てしまう地区などもありました。

その他にも、町商工会が主導となり、緑のカーテンを利用した「あさがおエコ吊り橋」を大井川鐵道千頭駅前に設置したほか、多くの個人宅でも緑のカーテンが設置されました。



なお、カーテンに使用されている木製プランターについては、町内業者が製作したもので、川根本町の森林からの間伐材を使用した製品です。14リットルのプランターがちょうど入るサイズです。(プランターについてのお問い合わせは、役場産業課林業室 56-2226まで)

また、8月に開催された「第5回全国緑のカーテンフォーラム in 浜松」にもパネル出展を行い、町内での取り組みを広く紹介しました。



(3) エコアクション中間検査の実施

エコアクション中間検査を、6月の7・8日で実施しました。各課の取り組みについての内容を確認するほか、本年度から調査対象施設とされた小中学校などを視察しました。



(4) 庁舎のエネルギー診断の実施

役場本庁舎および総合支所についてのエネルギー診断を6月13日に実施しました。

夏に向けての電力需要15%削減への目安となるよう、静岡県新エネルギー推進機構により実施されたもので、庁舎内の空調や電灯の設置状況などを調査しました。

結果報告から、本庁舎についてはエアコンの機器更新と蛍光灯の設備更新で更なる節電が可能との提案を受けました。財政面なども考慮し、実行可能なものは対応していく予定です。



(5) 2010年全国河川水質調査で大井川が首位獲得

平成23年7月28日に国土交通省が発表した「2010年の全国一級河川の水質調査」において、トップランクの清流の一つとして大井川が認定されました。大井川が水質調査で首位に入るのは初めての事となります。

今回の調査で計測された、水の汚れの程度を示す生物化学的酸素要求量（BOD）の平均値において、大井川は0.5 mg/Lという結果となり、河川の環境基準で最高とされる、AA域の1 mg/L以下よりもさらに低い数値となりました。

前回に行われた2009年の調査では、全国165河川中の44位でしたが、今回の調査で大幅なランクアップとなりました。

また、本年度調査でトップランクだった河川は大井川、安倍川のほか、北海道の4河川、新潟県の2河川などとなっています。

(6) 第1回環境町民会議の実施

9月27日に、町内より有志の方11名を委員として、第1回目となる環境町民会議を実施しました。

初回にあたり、委嘱状の交付が行われた後、川根本町環境基本計画の概要説明のほか、環境分野に関わる町の取り組みの状況と環境目標の達成状況等についての報告が行われました。



(7) 地域緑化支援事業の実施

10月初旬に町内花の会を対象として、地域緑化支援のため、球根や種などの資材配布を行いました。

町内で活動している花の会、全36団体のうち、31団体より支援希望を受け、秋植えの球根や種のほか、花壇で使用する培養土などを配布しました。

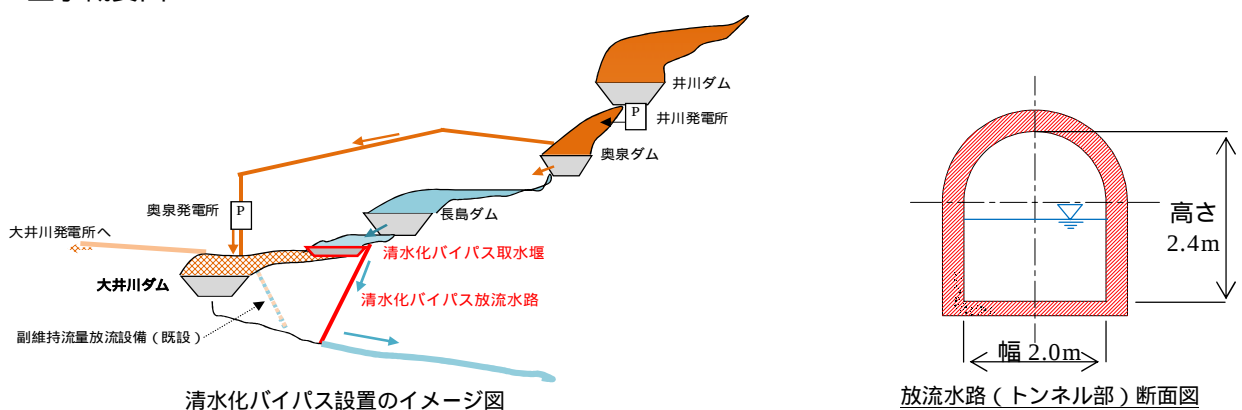
(8) 大井川清水化バイパス工事の実施

長年、大井川ダムからの放流水は、井川ダムの濁水が湖内に流入するため、奥泉、大谷、八木、細尾前の川においては濁水が問題となっていました。

地域のみなさまから要望のありました濁水対策の検討を重ねた結果、長島ダムから放流される比較的きれいな水を、バイパストンネルを経て大井川ダム下流へ放流するための工事が実施されることとなりました。

中部電力が事業主体となり、平成23年10月から平成25年6月の予定で実施されます。

工事概要図



工期

項目		年度	H 2 3 年度		H 2 4 年度		H 2 5 年度	
		上期	下期	上期	下期	上期	下期	
全体工程			■ H23/10 着工				■ H25/6 完工	
工 事	仮設備							
	取水堰							
	放流水路							
	取水口ゲート システム工事							

(9) エコアクション内部環境審査の実施

11月7・8日、内部環境審査を実施しました。

各課の上半期の取組内容を相互に審査するもので、取組内容の進行管理表とエネルギー使用量などを確認し、記録はきちんとされているか、実施計画は順当であるかなど、実施状況について確認しました。

審査の結果について、改善が必要なものは各課で検討し、下半期の取り組みや来年度の実施計画などに反映されます。

(10) 第2回環境町民会議の実施

11月15日に、今年度2回目となる環境町民会議を実施しました。

今回は町内の山林をめぐる環境と現状を中心として議論が行われました。

(11) エコアクション施設リーダー説明会の実施

11月25日に、エコアクションの対象となっている、町内の各施設に新たに配置することとなった施設別環境リーダーに対しての、リーダー講習会を実施しました。

実施計画書兼進行管理表やエネルギー使用量記録表等の作成・運用について、目標設定や記録の方法などについて、説明と確認が行われました。

(12) 大井川用水現状視察会の実施(中流域)

11月27日と12月3日に、大井川の水利用とその現状を一般の方に知っていただくための研修視察会を実施しました。

「大井川の清流を守る研究協議会」のメンバーの方を講師として、島田市を中心に参加者が集まり、大井川の中流域となる島山市内から川根本町内にかけて構築されている大井川用水による水利用の現状を学びました。



(13) 第3回環境町民会議の実施

12月22日に、今年度3回目となる環境町民会議を実施しました。

町内にある河川などの保全に関する事業についての議論が行われたほか、町内の農地保全に関する現状説明などが行われました。

(14)大井川出前講座の実施

平成23年12月から平成24年2月にかけて「大井川の清流を守る研究協議会」の協力をいただき、子供たちに大井川の現状とその環境について広く知ってもらうことを目的とした大井川出前講座を、町内の小学校3校に加え、大井川流域の島田市と牧之原市の小学校4校を対象として実施しました。

- | | | | |
|----------|------|----------|-------|
| ・ 12月 6日 | 川根本町 | 中川根南部小学校 | 3・4年生 |
| ・ 12月 8日 | 川根本町 | 中央小学校 | 4年生 |
| ・ 12月19日 | 牧之原市 | 坂部小学校 | 4年生 |
| ・ 1月17日 | 島田市 | 島田第三小学校 | 5年生 |
| ・ 2月14日 | 島田市 | 初倉南小学校 | 4年生 |
| ・ 2月16日 | 島田市 | 六合小学校 | 4年生 |
| ・ 2月23日 | 川根本町 | 中川根第一小学校 | 4年生 |



(15)第4回環境町民会議の実施

2月10日に第4回の環境町民会議を実施しました。

地域で行っている美化活動と景観づくりへの取り組みや、空き家の利活用といった町内の景観に係る内容についての説明のほか、現状に対する議論や意見交換などが行われました。

(16)放射線基礎セミナーの実施

2月15日(水)に、専門の調査会社より講師を招き、全役場職員を対象とした放射線基礎セミナーを実施しました。

今回の講習は東日本大震災以降、何かと話題になる放射能と放射線について、町職員が知識を身に着けることにより風評などに惑わされることなく、適切な対応ができるようにする事を目的に行いました。



(17)大井川用水現状視察会の実施(下流域)

3月25日、上流域・中流域での視察会に引き続き、島田や牧之原台地周辺などといった大井川下流域地域における大井川用水の現状とその活用について知ってもらうための視察会を実施しました。



川根本町役場 企画課 環境室

〒428-0313

静岡県榛原郡川根本町上長尾627

TEL : 0547-56-2221

FAX : 0547-56-2235

E-mail : kikaku@town.kawanehon.shizuoka.jp

ホームページ : <http://www.town.kawanehon.shizuoka.jp>